

令和8年度

治水対策事業

風早地区宇造川河口排水機場詳細設計業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市安芸津町風早

# 位置図



(別記様式1)

## 特記事項 (管理技術者及び照査技術者の選任)

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業務名	令和8年度 治水対策事業 風早地区宇造川河口排水機場詳細設計業務	
委託業務場所	東広島市安芸津町風早	
<p>○印がある部分の技術者が必要である。</p> <p>なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。</p>		
業務の種類	管理技術者	照査技術者
設計業務	○ (技術士又はRCCM) <u>河川・砂防及び海岸・海洋</u> <u>又は港湾及び空港</u>	○ (技術士) <u>河川・砂防及び海岸・海洋</u> <u>又は港湾及び空港</u>
	( ) (資格は問わない)	( ) (資格は問わない)
測量業務	( ) (資格要件は別表参照)	( ) (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	( ) (資格要件は別表参照)	( ) (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	( ) (資格要件は別表参照)	( ) (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	( ) (資格要件は別表参照)	( ) (資格要件は別表参照)
<p>管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。</p>		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち「建設部門」に該当する資格	左記「設計業務の種類」ごとのRCCMの資格	技術士登録等証明書又はRCCMの資格証の写し
	及び海岸・海洋			
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び			
	コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工設備及び積算			
	建設環境			
	上水道及び	上記法に定める技術部門「上下水道部門」に該当する資格	左記「設計業務の種類」ごとのRCCMの資格	技術士登録等証明書又はRCCMの資格証の写し
	工業用水道			
下 水 道	上記法に定める技術部門「農業部門」に該当する資格			
農 業 土 木				
森 林 土 木	上記法に定める技術部門「森林部門」に該当する資格			
水 産 土 木				
農 業 土 木	上記法に定める技術部門「水産部門」に該当する資格			
森 林 土 木				
水 産 土 木	上記法に定める技術部門「衛生工学部門」に該当する資格			
農 業 土 木				
森 林 土 木	上記法に定める技術部門「応用理学部門」に該当する資格			
水 産 土 木				
農 業 土 木	上記法に定める技術部門「衛生工学部門」に該当する資格			
森 林 土 木				
水 産 土 木	上記法に定める技術部門「応用理学部門」に該当する資格			
農 業 土 木				
森 林 土 木	上記法に定める技術部門「衛生工学部門」に該当する資格			
水 産 土 木				
農 業 土 木	上記法に定める技術部門「応用理学部門」に該当する資格			
森 林 土 木				
水 産 土 木	上記法に定める技術部門「衛生工学部門」に該当する資格			
農 業 土 木				
森 林 土 木	上記法に定める技術部門「応用理学部門」に該当する資格			
水 産 土 木				
農 業 土 木	上記法に定める技術部門「衛生工学部門」に該当する資格			
森 林 土 木				
水 産 土 木	上記法に定める技術部門「応用理学部門」に該当する資格			
農 業 土 木				
森 林 土 木	上記法に定める技術部門「衛生工学部門」に該当する資格			
水 産 土 木				

	機械	上記法に定める技術部門「機械部門」に該当する資格		
	電気電子	上記法に定める技術部門「電気電子部門」に該当する資格		
	<p>(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者 (同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。)</p> <p><b>【添付書類】 実務経歴書</b></p> <p>① 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) による大学 (旧大学令による大学を含む。) 又は高等専門学校 (旧専門学校令による専門学校を含む。) の土木工学又は同等の工学に関する科目 (橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。) を習得し、建設コンサルタント等業務 (建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。) に 20 年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者</p>			
測量業務	<p>『測量業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者</p> <p><b>【添付書類】 資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し</b></p>			
地質及び土質調査業務	<p>『地質・土質調査業務共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。</p>			
用地調査等業務	<p>『用地調査等共通仕様書 (広島県)』に規定する「管理技術者」(資格要件は次のいずれかに該当する者)</p> <p>(1) 主たる補償業務 (補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する登録部門、(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償) のいずれかに係る補償業務。以下同じ。) に関し 7 年以上の実務経験を有する者</p> <p><b>【添付書類】 実務経歴書</b></p> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士 (一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第 14 条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。)</p>			

	<p>【添付書類】登録証の写し</p> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）</p> <p>【添付書類】登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済みを証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）</p> <p>(4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</p> <p>【添付書類】実務経歴書</p>
<p>建築設計 等業務</p>	<p>『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に定める。</p> <p>【添付書類】資格証の写し</p>

## 特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「設計業務等共通仕様書（令和7年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。
4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
設計業務等共通仕様書						
1	1	1	1101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
1	1	1	1117	成果物の提出	4	適用しない。
1	1	1	1136	低入札価格調査制度		適用しない。
1	1	2	1146	業務成績評定		適用しない。
1	1	2	1148	総合評価落札方式		適用しない。

### 5. 情報共有システム

- (1) 本業務は情報共有システムの対象業務（受注者希望型）である。
- (2) 工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。

(3) 本業務で使用する情報共有システムは次のとおり。

広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）

[http://www.hdobokuk.or.jp/kouji\\_jyouhouhisutemu2.html](http://www.hdobokuk.or.jp/kouji_jyouhouhisutemu2.html)

(4) 情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。

(5) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

- 1) ガイドラインにある工事に関する規定等は業務委託に関する規定等に読み替える。
- 2) 「CAD製図基準(国土交通省)」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省)」は適用しない。
- 3) 検査は、情報共有システムにより処理した業務関係書類は、紙に出力することを要せず、電磁的記録により検査を行うものとする。この場合において、当該検査時に必要となる機器は、受注者が準備することとし、検査に必要な電磁的記録は、受注者が当該機器に事前に登録するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、この限りでない。

#### 6. 成果物の提出

受注者は、情報共有システムにより処理した各種書類等について、電子成果品として電子媒体（CD-R等）で納品すること。

# 業務特記仕様書

## 1 業務目的

排水機場詳細設計は、基本設計に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を算出するための資料を作成することを目的とする。

## 2 業務内容

業務内容本業務における排水機場詳細設計業務の内容は以下のとおり。

## 3 構造設計

既存の検討資料、調査資料等を収集及び整理し詳細設計業務に供するための与条件を整理する。また、既存検討資料の内容を精査し、本業務への適用性を検証する。既存検討資料は次のとおり

- ・令和7年度 治水対策事業 風早地区宇造川河口排水機場基本設計業務 成果品
- ・その他必要資料

### (1) 比較構造諸元の検討

構造形式について、設計条件、性能規定等に基づき、構造形式の異なる比較案を抽出し、構造形式の標準断面図、平面図等の必要な図面を作成する。

構造形式区分を、重力式・矢板式の2案を想定しているが、打ち合わせ協議の結果により、変更の対象とする。

### (2) 構造諸元の決定

安定性を照査した構造形式で設定した最適な断面になる構造形式に対し、概算数量及び概算工費(標準的な維持管理費を含む)の算定、各種要件(安定性、耐久性、経済性、施工性ほか)の検討を踏まえた総合的な比較及び検討を行い、最適な構造断面を選定する。

### (3) 安定性の照査

設定した構造形式において、性能規定等に基づき永続状態および変動状態の安定性の照査をする。

### (4) 波浪変形計算

波浪変形計算として、高山法を用い、港内静穏度解析を行う。

#### 4 港湾排水機場詳細設計

「令和 7 年度 治水対策事業 風早地区宇造川河口排水機場基本設計業務」で検討した排水機場の詳細設計を行う。

##### (1) 設計計画

業務の目的及び主旨を理解した上で業務内容を確認し、業務実施方針、実施体制、業務工程計画等を検討し、設計計画を立案する。

##### (2) 現地踏査

貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況、河川の利用形態等を把握し設計等に必要な現地の状況を把握する。

##### (3) 基本事項の決定

基本設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、詳細設計で決定する事項を整理し、構造設計、ポンプ機電設備計画、ゲート施設計画、施工計画を検討する。

##### (4) 構造設計

構造設計に必要な設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定する。

##### (5) ポンプ機電設備計画

機場の土木施設（スクリーン受、吐出水槽等）を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、下記項目等の計画一般図を作成するものとする。

- ① ポンプ設備計画ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決定するものとする。
- ② 除塵設備計画機械式除塵設備計画について、形式及び基本形状を検討し、除塵設備を決定するものとする。

##### (6) ゲート設備計画

吐出樋門に設けるゲート設備について、土木及び巻上機室の荷重及び規模決定のための一般図を作成するものとするものとする。

(7) 施工計画

施工計画について、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工法を検討する。

(9) 数量計算

数量算出要領に基づき、工種別、区間別に数量のとりまとめを行う。

# @設計業務委託費@

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務委託費					
設計業務等標準歩掛	1	式			
共通	1	式			
打合せ等	1	式			
打合せ等	1	式			
打合せ 設計業務	1	業務			
設計業務	1	式			
構造設計	1	式			
構造諸元の検討	1	式			

# @設計業務委託費@

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
比較構造諸元の検討 重力式	1	ケース			
比較構造諸元の検討 矢板式	1	ケース			
安定性の照査	1	式			
安定性の照査 重力式	1	ケース			
安定性の照査 矢板式	1	ケース			
構造諸元の決定	1	式			
概算数量算定	1	ケース			
概算工費算定	1	ケース			
総合的な比較・検討	1	ケース			

# @設計業務委託費@

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
波浪変形計算	1	ケース			
港内静穏度解析（高山法）	1	ケース			
港湾構造物設計	1	式			
港湾排水機場設計	1	式			
詳細設計	1	式			
設計計画	1	式			
現地踏査	1	式			
基本事項の決定	1	式			
構造設計	1	式			

# @設計業務委託費@

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
ポンプ機電設備計画					
	1	式			
ゲート設備計画					
	1	式			
施工計画					
	1	式			
数量計算					
	1	式			
照査					
	1	式			
報告書作成					
	1	式			
**直接人件費**					
**電子成果品作成費**					
計算情報……					
対象額……					

# @設計業務委託費@

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
**直接経費**					
**直接原価**					
**その他原価** 計算情報…… 対象額…… 率……					
**業務原価**					
**一般管理費** 計算情報…… 対象額…… 率……					
**業務価格**					
**消費税相当額** 計算情報…… 対象額…… 率……					
**業務費計**					

# 参 考 図 書

業 務 名 称 : 令和8年度 治水対策事業  
風早地区宇造川河口排水機場詳細設計業務

## <注意事項>

- 1 本業務は、数量公開の対象業務です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。  
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、  
契約上の拘束をするものではありません。

# 総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日  諸経費体系	0 51 東広島市(安芸津) 00-08.06.01(0)  C 港湾委託	凡例 Co … コンクリート      As … アスファルト DT … ダンプトラック      BH … バックホウ CC … クローラクレーン      TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
発注区分 電子成果品作成費区分	当世代 51 建設コンサル(港湾) 01 概略設計、予備・詳細設計	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

# @設計業務委託費@

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務委託費					X3000
設計業務等標準歩掛					YCC02 レベル1
共通	1	式			YCC0201 レベル2
打合せ等	1	式			YCC020101 レベル3
打合せ等	1	式			YCC02010101 レベル4
打合せ 設計業務	1	業務			SA010100010 00 単第0 -0001 表
設計業務	1	式			Y2999 レベル2
構造設計	1	式			Y3999 レベル3
構造諸元の検討	1	式			Y4999 レベル4

# @設計業務委託費@

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
比較構造諸元の検討 重力式	1	ケース			V0001 00 単第0 -0002 表
比較構造諸元の検討 矢板式	1	ケース			V0002 00 単第0 -0003 表
安定性の照査	1	式			Y4999 レベル4
安定性の照査 重力式	1	ケース			V0003 00 単第0 -0004 表
安定性の照査 矢板式	1	ケース			V0004 00 単第0 -0005 表
構造諸元の決定	1	式			Y4999 レベル4
概算数量算定	1	ケース			V0005 00 単第0 -0006 表
概算工費算定	1	ケース			V0006 00 単第0 -0007 表
総合的な比較・検討	1	ケース			V0007 00 単第0 -0008 表

# @設計業務委託費@

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
波浪変形計算	1	ケース			Y4999 レベル4
港内静穏度解析（高山法）	1	ケース			V0008 00
港湾構造物設計	1	式			単第0 -0009 表 YCC0214 レベル2
港湾排水機場設計	1	式			YCC021402 レベル3
詳細設計	1	式			YCC02140202 レベル4
設計計画	1	式			V0009 00
現地踏査	1	式			単第0 -0010 表 V0010 00
基本事項の決定	1	式			単第0 -0011 表 V0011 00
構造設計	1	式			単第0 -0012 表 V0012 00
	1	式			単第0 -0013 表

# @設計業務委託費@

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
ポンプ機電設備計画	1	式			V0013 00 単第0 -0014 表
ゲート設備計画	1	式			V0014 00 単第0 -0015 表
施工計画	1	式			V0015 00 単第0 -0016 表
数量計算	1	式			V0016 00 単第0 -0017 表
照査	1	式			V0017 00 単第0 -0018 表
報告書作成	1	式			V0018 00 単第0 -0019 表
** 直接人件費 **					
** 電子成果品作成費 **					Z0044
計算情報..... 対象額.....					

# @設計業務委託費@

# 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
** 直接経費 **					
** 直接原価 **					
** その他原価 ** 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 業務原価 **					
** 一般管理費 ** 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 業務価格 **					
** 消費税相当額 ** 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 業務費計 **					







































